

香芝市附属機関設置条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

令和 7 年 4 月臨時議会 報第 7 号 参考資料

目 次

第 1 条関係	香芝市附属機関設置条例の一部改正-----	1 頁
第 2 条関係	香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に 関する条例の一部改正-----	7 頁
第 3 条関係	香芝市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部改正-----	1 3 頁

香芝市附属機関設置条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条関係）

改 正 案

○香芝市附属機関設置条例

別表第1（第2条、第3条関係）

市長の附属機関

名称	担任する事項	委員の定数	委員の選任基準	委員の任期
香芝市職員任用試験委員会	職員の採用及び昇任に関し必要な競争試験又は選考、任用候補者名簿の作成等に関する事項	15人以内	市の職員 識見を有する者	審査期間
香芝市都市経営市民会議	総合計画及び行財政改革に関し必要な調査審議に関する事項	15人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 市民	審査期間
香芝市指定管理者選定委員会	公の施設における指定管理者の候補者の選定に関する事項	10人以内	識見を有する者 市の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市公共施設マネジメント推進委員会	公共施設に関する基本方針及び計画の策定並びに公共施設の管理の最適化その他のマネジメントの推進に関し必要な調査審議に関する事項	5人以内	識見を有する者 市民 その他市長が必要と認める者	2年
香芝市プロポーザル審査委員会	プロポーザル方式による受託候補者の選定に関する事項	10人以内	識見を有する者 市の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市まちづくり提案活動支援事業審査委員会	まちづくり提案活動支援事業補助金の対象となる事業についての審査及び評価に関する事項	5人以内	識見を有する者 その他市長が必要と認める者	3年
香芝市男女共同参画推進委員会	男女共同参画に関する計画の策定及び当該計画の推進に関し必要な調査審議に関する事項	12人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	2年
香芝市商工振興協議会	商工業の振興についての審議に関する事項	13人以内	商工業関係者 農業関係者 識見を有する者 市の職員	2年
香芝市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援に係る施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況についての調査審議に関する事項	15人以内	識見を有する者 市民 市の職員 その他市長が必要と認める者	3年
香芝市保育事業者選定委員会	公募による新規保育所等設置運営事業者、公設民営化による運営委託事業者及び公立保育所民営化による移管先事業者の審査及び選定に関する事項	6人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定及び当該計画の推進に関し必要な調査審議に関する事項	15人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 市民 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市障害者計画等策定委員会	障害者計画及び障害福祉計画の策定についての調査審議に関する事項	15人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間

現 行

○香芝市附属機関設置条例

別表第1（第2条、第3条関係）

市長の附属機関

名称	担任する事項	委員の定数	委員の選任基準	委員の任期
香芝市職員任用試験委員会	職員の採用及び昇任に関し必要な競争試験又は選考、任用候補者名簿の作成等に関する事項	15人以内	市の職員 識見を有する者	審査期間
香芝市都市経営市民会議	総合計画及び行財政改革に関し必要な調査審議に関する事項	15人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 市民	審査期間
香芝市指定管理者選定委員会	公の施設における指定管理者の候補者の選定に関する事項	10人以内	識見を有する者 市の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市公共施設マネジメント推進委員会	公共施設に関する基本方針及び計画の策定並びに公共施設の管理の最適化その他のマネジメントの推進に関し必要な調査審議に関する事項	5人以内	識見を有する者 市民 その他市長が必要と認める者	2年
香芝市プロポーザル審査委員会	プロポーザル方式による受託候補者の選定に関する事項	10人以内	識見を有する者 市の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市まちづくり提案活動支援事業審査委員会	まちづくり提案活動支援事業補助金の対象となる事業についての審査及び評価に関する事項	5人以内	識見を有する者 その他市長が必要と認める者	3年
香芝市男女共同参画推進委員会	男女共同参画に関する計画の策定及び当該計画の推進に関し必要な調査審議に関する事項	12人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	2年
香芝市商工振興協議会	商工業の振興についての審議に関する事項	13人以内	商工業関係者 農業関係者 識見を有する者 市の職員	2年
香芝市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援に係る施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況についての調査審議に関する事項	15人以内	識見を有する者 市民 市の職員 その他市長が必要と認める者	3年
香芝市保育事業者選定委員会	公募による新規保育所等設置運営事業者、公設民営化による運営委託事業者及び公立保育所民営化による移管先事業者の審査及び選定に関する事項	6人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定及び当該計画の推進に関し必要な調査審議に関する事項	15人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 市民 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市障がい者計画等策定委員会	障がい者計画及び障がい福祉計画の策定についての調査審議に関する事項	15人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間

改 正 案

香芝市障害者福祉施設等事業者選定委員会	障害者福祉施設等の 民営化による移管先事業者及び公設民営化による運営委託事業者並びに公募による障害者福祉施設等設置運営事業者の審査及び選定に関する事項	8 人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 市の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市地域包括支援センター運営等協議会	地域包括支援センターの設置、運営、評価等及び地域密着型サービスの運営に関し必要な調査審議に関する事項	18人以内	介護サービス等に係る事業者又は職能関係団体が推薦する者 介護保険の被保険者 介護保険の被保険者の権利擁護又は相談に携わる者 識見を有する者 その他市長が必要と認める者	3 年
香芝市老人福祉施設等整備審査委員会	介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づく地域密着型サービス事業者の審査及び選定並びに奈良県が募集する介護老人福祉施設等に係る事業者の審査及び選考に関する事項	7 人以内	関係団体が推薦する者 識見を有する者 市の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市介護保険事業計画等策定委員会	介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定についての審議に関する事項	18人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 介護保険の被保険者 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの入所措置並びに当該措置の継続及び変更等の要否についての審議に関する事項	7 人以内	医師 関係団体が推薦する者 市の職員 その他市長が必要と認める者	2 年
香芝市予防接種健康被害等調査委員会	予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき実施した予防接種により生じた健康被害等に関し必要な調査審議に関する事項	10人以内	医師 識見を有する者 市の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市都市計画マスタープラン策定委員会	都市計画マスタープラン策定についての調査審議に関する事項	7 人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市空家等対策推進協議会	空家等対策計画の策定及び当該計画の推進に係る必要な調査審議に関する事項	13人以内	識見を有する者 市民 その他市長が必要と認める者	2 年
香芝市バリアフリー推進協議会	バリアフリー基本構想の進捗状況の点検及び評価並びに当該基本構想の推進方策の検討に関する事項	25人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 市民 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	2 年
香芝市みどりの基本計画策定委員会	みどりの基本計画の策定についての調査審議に関する事項	10人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市立地適正化計画	立地適正化計画の策定につ	14人以内	識見を有する者	審査期間

現 行				
香芝市障がい者福祉施設等事業者選定委員会	障がい者福祉施設等の民営化による移管先事業者及び公設民営化による運営委託事業者並びに公募による障がい者福祉施設等設置運営事業者の審査及び選定に関する事項	8人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 市の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市地域包括支援センター運営等協議会	地域包括支援センターの設置、運営、評価等及び地域密着型サービスの運営に関し必要な調査審議に関する事項	18人以内	介護サービス等に係る事業者又は職能関係団体が推薦する者 介護保険の被保険者 介護保険の被保険者の権利擁護又は相談に携わる者 識見を有する者 その他市長が必要と認める者	3年
香芝市老人福祉施設等整備審査委員会	介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づく地域密着型サービス事業者の審査及び選定並びに奈良県が募集する介護老人福祉施設等に係る事業者の審査及び選考に関する事項	7人以内	関係団体が推薦する者 識見を有する者 市の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市介護保険事業計画等策定委員会	介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定についての審議に関する事項	18人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 介護保険の被保険者 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの入所措置並びに当該措置の継続及び変更等の要否についての審議に関する事項	7人以内	医師 関係団体が推薦する者 市の職員 その他市長が必要と認める者	2年
香芝市予防接種健康被害等調査委員会	予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき実施した予防接種により生じた健康被害等に関し必要な調査審議に関する事項	10人以内	医師 識見を有する者 市の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市都市計画マスタープラン策定委員会	都市計画マスタープラン策定についての調査審議に関する事項	7人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市空家等対策推進協議会	空家等対策計画の策定及び当該計画の推進に係る必要な調査審議に関する事項	13人以内	識見を有する者 市民 その他市長が必要と認める者	2年
香芝市バリアフリー推進協議会	バリアフリー基本構想の進捗状況の点検及び評価並びに当該基本構想の推進方策の検討に関する事項	25人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 市民 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	2年
香芝市みどりの基本計画策定委員会	みどりの基本計画の策定についての調査審議に関する事項	10人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
香芝市立地適正化計画	立地適正化計画の策定につ	14人以内	識見を有する者	審査期間

改 正 案

画策定委員会	いての調査審議に関する事項		関係団体が推薦する者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	
--------	---------------	--	--	--

現		行	
画策定委員会	いての調査審議に関する事項	関係団体が推薦する者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	

香芝市附属機関設置条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
○香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例	○香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例
<u>香芝市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例</u>	<u>香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例</u>
目次	目次
前文	前文
第1章 総則（第1条―第7条）	第1章 総則（第1条―第7条）
第2章 手話言語に対する理解の促進（第8条）	第2章 手話言語に対する理解の促進（第8条）
第3章 <u>障害</u> の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進（第9条）	第3章 <u>障がい</u> の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進（第9条）
附則	附則
市民 <u>誰も</u> が、 <u>障害</u> の有無や <u>障害</u> の程度にかかわらず、一人ひとりが尊重され、安心して、 <u>生き生き</u> と暮らすことのできるまちの実現は、市民の共通の願いです。そのためには、お互いを尊重しながら意思や感情を伝え合い、理解し合うことが大切です。言語を始めとしたコミュニケーション手段は、意思疎通を図り、情報を得る上で、重要な役割を担っています。	市民 <u>だれも</u> が、 <u>障がい</u> の有無や <u>障がい</u> の程度にかかわらず、一人ひとりが尊重され、安心して、 <u>いきいき</u> と暮らすことのできるまちの実現は、市民の共通の願いです。そのためには、お互いを尊重しながら意思や感情を伝え合い、理解し合うことが大切です。言語を始めとしたコミュニケーション手段は、意思疎通を図り、情報を得る上で、重要な役割を担っています。
その中でも、手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であり、音声言語である日本語と同等の言語であるにもかかわらず、ろう教育においては、手話の使用が事実上禁じられるなど、長い間、言語として認められず、手話を使用することができる環境が整えられていませんでした。その後、平成18年に国際連合総会において採択され、 <u>我が国</u> が平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約」において、手話が言語に含まれることが明記され	その中でも、手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であり、音声言語である日本語と同等の言語であるにもかかわらず、ろう教育においては、手話の使用が事実上禁じられるなど、長い間、言語として認められず、手話を使用することができる環境が整えられていませんでした。その後、平成18年に国際連合総会において採択され、 <u>わが国</u> が平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約」において、手話が言語に含まれることが明記され

改 正 案	現 行
ました。また、平成23年に改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号）においては、手話が言語として<u>位置付け</u>られるとともに、<u>障害者</u>の意思疎通のための手段の選択の機会が確保されること、情報の取得や利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることが定められました。 そして今日、多様な障害が ある中で、円滑な意思疎通を図るためには、手話、要約筆記、点字、音訳、平易な表現など、<u>障害の</u>特性に応じたコミュニケーション手段の利用が求められています。しかしながら、<u>障害の</u>特性やニーズに応じたコミュニケーション手段への理解や環境整備が十分に進んでおらず、日常生活や社会生活を営む上で、不便や不安を抱いている人たちが少なくありません。このような状況から、<u>全ての障害者</u>が、必要な情報の取得や相互理解を深めるためのコミュニケーションを図ることができる環境を整備することが必要です。 香芝市は、手話が言語であることの理解の促進に努めるとともに、<u>障害</u>の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進を図ることにより、<u>全て</u>の市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら自分らしく豊かに暮らすことができる地域共生のまちづくりを実現するため、この条例を制定します。 （目的） 第1条 この条例は、手話が言語であること（以下「手話言語」という。）に対する理解の促進並びに<u>障害</u>の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の推進に必要な基本的事項を定めることにより、<u>障害</u>の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる地域社会を実現することを目的とする。	ました。また、平成23年に改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号）においては、手話が言語として<u>位置づけ</u>られるとともに、<u>障がい者</u>の意思疎通のための手段の選択の機会が確保されること、情報の取得や利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることが定められました。 そして今日、多様な障がいがある中で、円滑な意思疎通を図るためには、手話、要約筆記、点字、音訳、平易な表現など、<u>障がいの</u>特性に応じたコミュニケーション手段の利用が求められています。しかしながら、<u>障がいの</u>特性やニーズに応じたコミュニケーション手段への理解や環境整備が十分に進んでおらず、日常生活や社会生活を営む上で、不便や不安を抱いている人たちが少なくありません。このような状況から、<u>すべての障がい者</u>が、必要な情報の取得や相互理解を深めるためのコミュニケーションを図ることができる環境を整備することが必要です。 香芝市は、手話が言語であることの理解の促進に努めるとともに、<u>障がい</u>の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進を図ることにより、<u>すべての</u>市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら自分らしく豊かに暮らすことができる地域共生のまちづくりを実現するため、この条例を制定します。 （目的） 第1条 この条例は、手話が言語であること（以下「手話言語」という。）に対する理解の促進並びに<u>障がい</u>の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の推進に必要な基本的事項を定めることにより、<u>障がい</u>の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる地域社会を実現することを目的とする。

改 正 案	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>障害者</u> <u>身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害</u>（以下「<u>障害</u>」と総称する。）がある者であつて、<u>障害</u> 及び社会的障壁（日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 (2) <u>障害の</u> 特性に応じたコミュニケーション手段 手話、触手話、要約筆記、筆談、字幕、点字、指点字、音訳、拡大文字、代読、代筆、平易な表現、絵図、記号、身振り、手振り、口話、透明文字盤、<u>重度障害者用意思伝達装置</u> <u>その他障害の</u> 特性に応じて利用される意思等の伝達手段をいう。 (3) 合理的配慮 個々の場面において、<u>障害者</u> から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の表明があつた場合に、<u>障害者</u> の権利利益を侵害することとならないよう行う必要かつ適切な現状の変更又は調整であつて、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。 (基本理念) 第3条 手話言語に対する理解の促進は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であつて、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできた言語であるとの認識を基本として行われなければならない。 2 <u>障害の</u> 特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>障がい者</u> <u>身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい</u>（以下「<u>障がい</u>」と総称する。）がある者であつて、<u>障がい</u> 及び社会的障壁（日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 (2) <u>障がいの</u> 特性に応じたコミュニケーション手段 手話、触手話、要約筆記、筆談、字幕、点字、指点字、音訳、拡大文字、代読、代筆、平易な表現、絵図、記号、身振り、手振り、口話、透明文字盤、<u>重度障がい者用意思伝達装置</u><u>その他障がいの</u> 特性に応じて利用される意思等の伝達手段をいう。 (3) 合理的配慮 個々の場面において、<u>障がい者</u> から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の表明があつた場合に、<u>障がい者</u> の権利利益を侵害することとならないよう行う必要かつ適切な現状の変更又は調整であつて、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。 (基本理念) 第3条 手話言語に対する理解の促進は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であつて、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできた言語であるとの認識を基本として行われなければならない。 2 <u>障がいの</u> 特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利

改 正 案	現 行
用の促進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。 (1) <u>全て</u>の市民が、<u>障害の</u>有無にかかわらず、相互の違いを理解し、その人格と個性を互いに尊重すること。 (2) <u>障害者</u>が情報を取得し、コミュニケーションを図る手段を自ら選択できる機会の確保が図られること。 (市の責務) 第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話言語に対する理解の促進並びに<u>障害</u>の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進を行うために必要な施策を推進しなければならない。 2 市は、その事務又は事業を行うに当たり、<u>障害者</u>が<u>障害</u>の特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするために、合理的配慮を行うものとする。 3 市は、第1項の規定による施策の推進について、<u>障害者</u>その他の関係者の意見を聴く機会を設けるものとする。 (市民の役割) 第5条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、手話言語に対する理解の促進並びに<u>障害</u>の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。 (事業者の役割) 第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、手話言語に対する理解の促進並びに<u>障害</u>の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。	用の促進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。 (1) <u>すべての</u>市民が、<u>障がいの</u>有無にかかわらず、相互の違いを理解し、その人格と個性を互いに尊重すること。 (2) <u>障がい者</u>が情報を取得し、コミュニケーションを図る手段を自ら選択できる機会の確保が図られること。 (市の責務) 第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話言語に対する理解の促進並びに<u>障がいの</u>特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進を行うために必要な施策を推進しなければならない。 2 市は、その事務又は事業を行うに当たり、<u>障がい者</u>が<u>障がいの</u>特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするために、合理的配慮を行うものとする。 3 市は、第1項の規定による施策の推進について、<u>障がい者</u>その他の関係者の意見を聴く機会を設けるものとする。 (市民の役割) 第5条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、手話言語に対する理解の促進並びに<u>障がいの</u>特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。 (事業者の役割) 第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、手話言語に対する理解の促進並びに<u>障がいの</u>特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

改 正 案	現 行
2 事業者は、その事業を行うに当たり、<u>障害者</u>が<u>障害</u>の特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするために、合理的配慮を行うものとする。	2 事業者は、その事業を行うに当たり、<u>障がい者</u>が<u>障がい</u>の特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするために、合理的配慮を行うものとする。
(財政上の措置)	(財政上の措置)
第7条 市は、手話言語に対する理解の促進並びに<u>障害</u>の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進を行うため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	第7条 市は、手話言語に対する理解の促進並びに<u>障がい</u>の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進を行うため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
第3章 <u>障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進</u>	第3章 <u>障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進</u>
第9条 市は、<u>障害者、障害</u>の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を支援する者（以下「コミュニケーション支援者」という。）及び関係機関等（以下「<u>障害者等</u>」という。）と協力して、広く市民及び事業者に対し、<u>障害</u>の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進を図るために必要な啓発に努めるものとする。	第9条 市は、<u>障がい者、障がい</u>の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を支援する者（以下「コミュニケーション支援者」という。）及び関係機関等（以下「<u>障がい者等</u>」という。）と協力して、広く市民及び事業者に対し、<u>障がい</u>の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進を図るために必要な啓発に努めるものとする。
2 市は、<u>障害の</u>特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進を図るため、<u>障害者等</u>と協力して、学校等において、児童等が<u>障害の</u>特性に応じたコミュニケーション手段に接する機会を提供するよう努めるものとする。	2 市は、<u>障がいの</u>特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進を図るため、<u>障がい者等</u>と協力して、学校等において、児童等が<u>障がいの</u>特性に応じたコミュニケーション手段に接する機会を提供するよう努めるものとする。
3 市は、<u>障害の</u>特性に応じたコミュニケーション手段を用いて情報を発信するとともに、<u>障害者</u>が情報を取得しやすい環境を整備するよう努めるものとする。	3 市は、<u>障がいの</u>特性に応じたコミュニケーション手段を用いて情報を発信するとともに、<u>障がい者</u>が情報を取得しやすい環境を整備するよう努めるものとする。
4 市は、災害時等の非常時において、<u>障害</u>の特性に応じたコミュニケーション手段による必要な情報の発信及び支援を、関係機関等と連携して行うことができるよう努めるものとする。	4 市は、災害時等の非常時において、<u>障がい</u>の特性に応じたコミュニケーション手段による必要な情報の発信及び支援を、関係機関等と連携して行うことができるよう努めるものとする。
5 市は、関係機関等と協力し、コミュニケーション支援者の確保	5 市は、関係機関等と協力し、コミュニケーション支援者の確保

改 正 案	現 行
及び育成に努めるものとする。	及び育成に努めるものとする。

香芝市附属機関設置条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
○香芝市歯と口腔の健康づくり推進条例 （基本的施策） 第7条 市は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を行うものとする。 （1） 歯と口腔の健康づくりに関する知識及び歯科疾患の予防に関する取組の普及啓発に関すること。 （2） 定期的な歯科検診の受診勧奨に関すること。 （3） 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じた歯科疾患の予防並びに口腔機能の獲得、維持及び向上に関すること。 （4） <u>障害者</u>、介護を必要とする者その他の歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者の歯科疾患の予防に関すること。 （5） 歯と口腔の健康づくりに影響を及ぼす生活習慣の改善に関すること。 （6） 災害時の歯科医療体制の整備に関すること。 （7） 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な事項	○香芝市歯と口腔の健康づくり推進条例 （基本的施策） 第7条 市は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を行うものとする。 （1） 歯と口腔の健康づくりに関する知識及び歯科疾患の予防に関する取組の普及啓発に関すること。 （2） 定期的な歯科検診の受診勧奨に関すること。 （3） 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じた歯科疾患の予防並びに口腔機能の獲得、維持及び向上に関すること。 （4） <u>障がい者</u>、介護を必要とする者その他の歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者の歯科疾患の予防に関すること。 （5） 歯と口腔の健康づくりに影響を及ぼす生活習慣の改善に関すること。 （6） 災害時の歯科医療体制の整備に関すること。 （7） 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な事項